経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会設置要綱

　(目的)

第１条　この要綱は、森林経営管理法第36条第３項及び第４項の規定により経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を選定するため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

　(所掌事項)

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

　(１)　プロポーザル審査及び民間事業者の選定

　(２)　その他プロポーザル審査を実施する上で必要な事項

　(委員)

第３条　委員は次のとおりとする。

　(１)　鹿角市産業部長

　(２)　鹿角市農地林務課長

(３)　米代東部森林管理署森林技術指導官

　(４)　秋田県鹿角地域振興局農林部森づくり推進課長

　(任期)

第４条　委員の任期は２年とし、市長が委嘱または任命する。

２　委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

　(委員長)

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長には、鹿角市産業部長を充てる。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

　(会議)

第６条　委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員長に事故があるときは、鹿角市農地林務課長である委員がその職務を代理する。

(庶務)

第７条　委員会の庶務は、産業部農地林務課において処理する。

(その他)

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、令和３年５月１日から施行する。